

承認第4号

専決処分の承認について（関市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年5月1日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第8号

関市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

関市長 尾 関 健 治

関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第18条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「及び平成32年度」を削り、同条に次の1項を加える。

3 令第38条第10項から第12項までの規定により令和2年度における第1号被保険者の保険料の額は、第2条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 20,520円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 34,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,880円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。